

じぶんでんきによる金利引下げに関する特約

本「じぶんでんきによる金利引下げに関する特約」(以下「本特約」という)は、お客さまが KDDI 株式会社がサービス提供するじぶんでんきの契約または申込み(以下「契約等」という)を行った場合に、お客さまが au じぶん銀行株式会社(以下「当行」という)との間で締結した住宅ローン規約に係る契約(以下「本住宅ローン契約」という。)に基づく借入に対して適用される金利の引下げについて規定するものです。本特約が定める条項を除くものは、住宅ローン規約の各条項および au じぶん銀行取引規約の定めに従うものとします。

第 1 条 じぶんでんきについて

1. 「じぶんでんき」は、KDDI が提供する当行の住宅ローンをご利用のお客さま向けに提供する電気サービスです。提供エリアは全国(沖縄県、一部離島除きます)となり、提供エリア毎の小売電気事業者は、関西電力エリア: 関西電力株式会社、中国電力エリア: 中国電力株式会社、中部電力エリア: 中部電力株式会社、東京電力エリア: 東京電力エナジーパートナー株式会社、その他の提供エリア: KDDI 株式会社となります。その他のサービス内容は、KDDI 株式会社が定めるところによります。なお、KDDI 株式会社が別途提供する「au でんき」とは異なるサービスとなります。

第 2 条 じぶんでんきによる金利引下げの適用

1. じぶんでんきの契約等による金利引下げは、次項以下に定めるところに従い、住宅ローン規約に従って定まる借入金利から年 0.03%を引下げます。
2. お客さまが、住宅ローンの契約手続申込までに、じぶんでんきを契約した場合には、前項の金利引下げが適用されます。
3. 住宅ローンの契約手続申込までにじぶんでんきの契約が完了できない場合は、住宅ローンの契約手続申込までにじぶんでんきの契約を申し、申込が有効な場合、第 1 項の金利引下げが適用されます。ただし、理由のいかんにかかわらず、じぶんでんきの契約が成立しなかった場合は、適用されません。
4. 前 2 項の金利引き下げは、当行所定の日を基準に適用開始いたします。

第 3 条 じぶんでんきによる金利引下げの終了

1. じぶんでんきによる金利引下げは、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断した場合、自動的に終了するものとし、当行は、当行が次の各号に該当すると判断した日の属する月の翌月の約定返済日の翌日から適用される借入金利について前条第 1 項による金利引下げを終了します。
 - (1)理由のいかんにかかわらずじぶんでんきの契約が解約または終了したとき。
 - (2)本住宅ローン契約が終了したとき。

- (3)じぶんでんきの契約の申込が申込取消等で無効となったとき。
 - (4)その他理由のいかんにかかわらずじぶんでんきの契約が成立しなかったとき。
 - (5)本住宅ローン契約またはじぶんでんきの契約が不正であることが判明したとき。
 - (6)本住宅ローン契約に基づく債務が履行されていないとき。
2. 前項によるじぶんでんきの契約等による金利引下げの終了に関しては、住宅ローン規約 第 3 条 3(2)に定める 125%ルール、5 年ルールの適用対象外となります。

第 4 条 住宅ローンの契約締結済みのお客さまに対する本特約の準用

住宅ローンの契約を締結済みであって、当行所定の基準を満たすお客さまがじぶんでんきの契約等を行った場合には、本特約の各条を準用するものとします。

以上

【2020 年 4 月 1 日現在】